

Newsletter

Institute for Legal Studies

Kanagawa University

No.31

February, 2024

巻 頭 言

法科大学院が遺したもの

鶴藤 倫道

2004年4月に開設し、2019年に廃止された本学法科大学院（法務研究科）の修了生に対する5年間の支援業務が、2023年度末をもって終了する。

2004年の設置以来、本学法科大学院は地域に根ざした法曹養成に積極的に取り組み、修了者213名のうち59名の司法試験合格者を世に送り出してきた。この合格率は、他大学と比較しても決して低いものではない。また、修了後5年（制度の当初は3年であった）の受験機会を失った後も諦めずに勉強を続け（他大学の法科大学院に進学、又は予備試験経由で）、司法試験に合格した者も少なくない。さらに、最終合格に至らなくとも、公務員、司法書士をはじめとする士業、裁判所事務官は言うに及ばず、民間企業に就職して法務部で活躍する者など、多くの有為な人材が輩出し、社会還元という意味で、本学法科大学院は一定の役割を果たしてきたものと自負している。

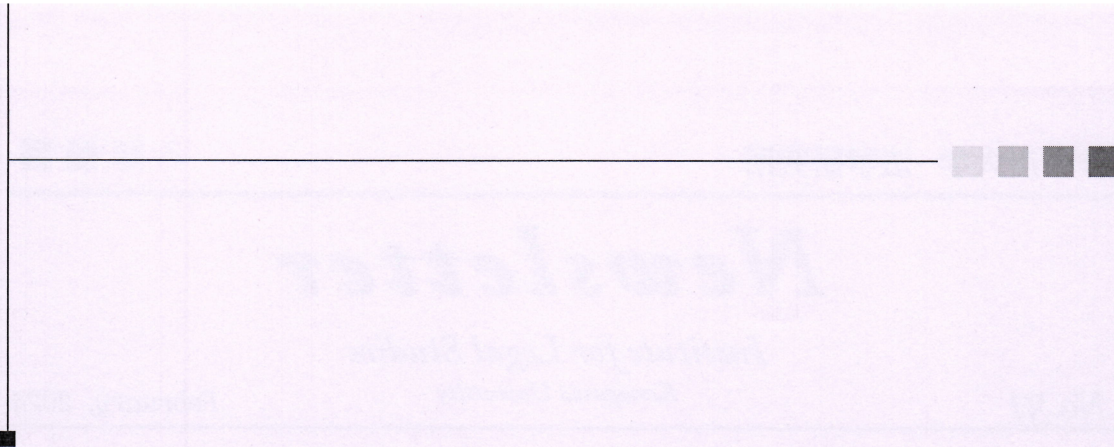
そのほかに、本学法科大学院の教育は、次のような財産を学内に遺している。例えば、法科大学院では、その開設当初より、e-Learningシステム上で、教員が各回の講義情報を資料も含めて提供し、学生は外部データベース（判例検索など）も利用して学習が可能であったし、講義ビデオを毎回録画し、復習に利用可能としていた。いまや学部でも行われる

ようになっていることの大半は、すでに法科大学院で行われていたのである。

さらに、法科大学院の教育が実務と理論を架橋することを目指していたことから、「地方自治センター」と「国際センター」は（種々の事情から法学研究所に付置されたものの）、無料法律相談などの実務教育に寄与すること大であり、法科大学院廃止後も、その活発な活動は継続している。また、法曹の基本知識としての重要性の観点から、神奈川県司法書士会の協力を得て「登記実務」を実習科目として開設し（司法書士を養成するつもりかと認証評価機関から揶揄されたが）、これは法学部に引き継がれ、毎年多くの学生が受講し、一定の成果を上げている（法科大学院時代も、当該実習受講者の大半が司法試験に合格している）。以上のように、法科大学院における教育上の様々な試みは、今の法学部教育に引き継がれ、実を結んでいる。

近時は、本学法科大学院修了生の中から司法研修所教官や、神奈川県弁護士会の副会長が誕生するなど、修了生の法曹界における活動には目を見





張るものがある。神奈川大学への貢献という意味では、以前より法学部での非常勤講師として協力してくれており、直近では、2023年の神奈川県弁護士会と神奈川大学との包括連携協定の締結も、弁護士会副会長に就任していた修了生の尽力によるところが大きい。本学法科大学院修了生の存在感は、社会においてはもちろん、神奈川大学への貢献という具体的な形でも大きなものとなっているのである。

法科大学院修了生に対する支援業務が今年度で終了することは、前述の通りであり、法科大学院の存続中にお世話になった方々に対して、ささやかではあるが、閉校式を2月に執り行うことを予定している。偶然ではあるが、1期生を中心に同窓会開催の連絡を受け、せっかくであるから、閉校式と同日に、連続して行うことを計画中である。計画の中心には様々な事情から退学せざるを得なかった当時の学生も含まれており、神奈川大学に対する帰属意識を持っていてくれることに、大いに感謝しているし、感動もしている。

この度、機会を与えられて巻頭言を記すにあたり、法科大学院について書こうと考えたのは、もちろん、その修了生に対する支援業務の終了が契機となっている（設置や廃止の経緯については、紙幅の都合もあるから別の機会に譲る）。しかし、法科大学院が存在した事実とその意義を書き残すことは、法科大学院設置準備段階から携わり、廃止時の研究科委員長として責任ある立場であった者として、しかも、支援業務終了時の現在、法学部長である私の責務だと考えたことによる。様々なものを遺してくれた法科大学院のことを、1人でも多くの方の記憶に留めていただければ幸いである。（法学部教授）